

# 医療事故調査等支援団体について

(医療事故調査制度)

## ○ 医療法で定められた支援団体の役割

改正医療法 第六条の十一 (略)

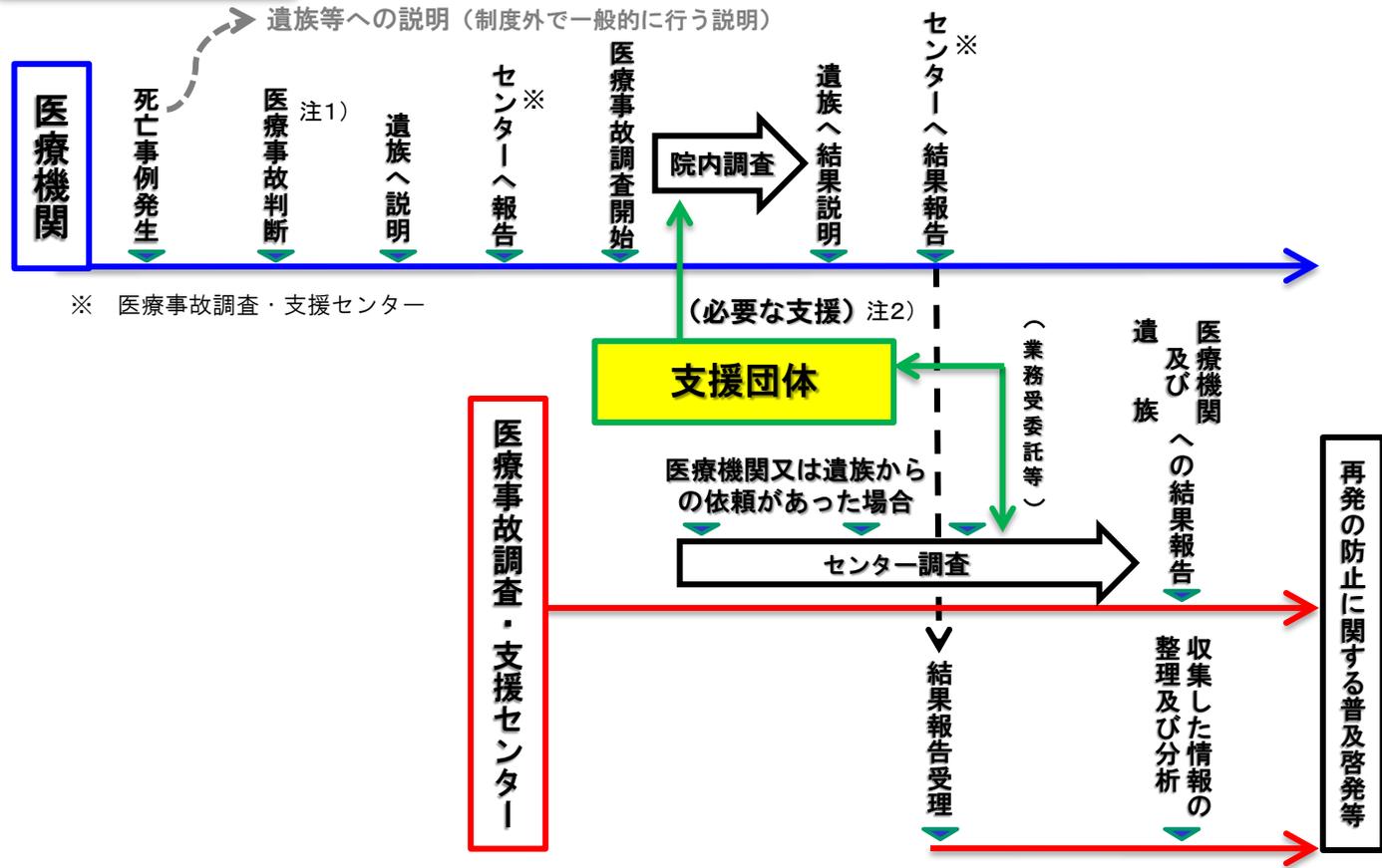
2 病院等の管理者は、**医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体**(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第六条の二十二において「医療事故調査等支援団体」という。) **に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。**

3 **医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは医療事故調査に必要な支援を行うものとする。**

参考:参議院厚生労働委員会付帯決議

院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの調査に大きな役割を果たす**医療事故調査等支援団体については、地域間における事故調査の内容及び質の格差が生じないようにする観点からも、中立性・専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。**また、事故調査が中立性、透明性及び公正性を確保しつつ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。

## ○ 調査の流れ



## ○ 支援団体に求められる支援

### 1) 医療事故の判断 (注1)

管理者が判断する上での支援として、センター及び**支援団体は医療機関からの相談に応じられる体制を設ける。**

### 2) 院内調査 (注2)

(助言)

- ・ 調査手法に関すること
- ・ 報告書作成に関すること (医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)
- ・ 院内事故調査委員会の設置・運営に関すること (委員会の開催など)

(技術的支援)

- ・ 解剖、死亡時画像診断に関すること(施設・設備等の提供含む)
- ・ 院内調査に必要な専門家の派遣

※ 支援団体となる団体の事務所等の既存の枠組みを活用した上で**団体間で連携して、支援窓口や担当者を一元化すること、**また、その際には、**ある程度広域でも連携がとれるような体制構築を目指すこと。**